

兵庫県公報

平成23年5月27日 金曜日 第2289号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 姫路市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○ 姫路市の区域内における町の区域変更（同）	1
○ 換地処分に伴う姫路市の区域内における字の区域変更（同）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	3
○ 町営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 随意契約の相手方等の公示（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 落札者等の公示（管理課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	8
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	9
○ 随意契約の相手方等の公示	9
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告	
○ 第14回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	10

告 示

兵庫県告示第598号

姫路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成23年3月25日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、姫路市長から届出があった。

平成23年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

所在地	面積
姫路市広畑区富士町7の11の地先の公有水面埋立地	475.68㎡

兵庫県告示第599号

姫路市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、姫路市長から届出があった。

平成23年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

編 入 す る 区 域		編入先の町
所 在 地	面 積	
姫路市広畑区富士町7の11の地先の公有水面埋立地	475.68㎡	広畑区富士町

備考 地番は、平成23年1月12日現在の地番である。



兵庫県告示第600号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、姫路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、姫路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
広畑区西蒲田	下松河原	391の1の一部	広畑区西蒲田	権 六
	ゴウラ	694から696までの各一部 698の1の一部 717の1		
	長 淵	750の一部		
	東前田	456の1の一部 458の一部	広畑区西蒲田	西前田
	山ノ神	657の1の一部 661 662 663の一部 663の1の一部 664から666までの各一部 668の一部		
	東前田	458の一部 459の一部 469の一部 471の3 472の1 474の1の一部 474の2 474の3から474の5までの各一部 475	広畑区西蒲田	ゴウラ
	西前田	476 477の一部 478の一部 479の9から479の12までの各一部 480の1の一部 482の1の一部 483の1の一部 484の一部 485 486の1 486の2 487の1の一部 487の3の一部		
	山ノ神	665の一部 667の一部 669の一部 671の一部 676の1の一部 676の2の一部 677の1の一部 678		
	権 六	720の2の一部 720の3の一部 721の一部 722の1の一部 722の2の一部 743の一部		
	長 淵	750の一部 751 752の1の一部 753の1の一部 754の1の一部 755の1の一部 765の1 766の1 772の1 773の1 774の1 775の1の一部 776の1の一部		
ゴウラ	679の一部	広畑区西蒲田	山ノ下	
長 淵	775の1の一部 776の1の一部 777の1			
	ゴウラ	679の一部	広畑区西蒲田	山ノ神

山ノ下	780の一部 781の一部 784の1の一部		
権六	748の一部 749の一部	広畑区西蒲田	北川
長瀬	750の一部 752の1の一部 753の1の一部 754の1の一部 755の1の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。
 また、広畑区西蒲田字北川828に隣接する広畑区西蒲田字権六の道路、水路である公有地の一部は、広畑区西蒲田字北川に編入する。

備考 地番は、平成22年 3月31日現在の地番である。



兵庫県告示第601号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 総合病院 姫路聖マリア病院
 所在地 姫路市仁豊野650番地
 認定年月日 平成23年 5月21日
 認定の有効期限 平成26年 5月20日
- 2 名称 医療法人昭圭会 南芦屋浜病院
 所在地 芦屋市陽光町3番21号
 認定年月日 平成23年 5月 1日
 認定の有効期限 平成26年 4月30日



兵庫県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名 (工区名)	縦覧の期間	縦覧の場所
多可町	多可地区 (西安田工区)	平成23年 5月27日から 同 年 6月16日まで	多可郡 多可町役場



兵庫県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
佐用町	仁方地区	平成23年5月27日から 同 年6月16日まで	佐 用 郡 佐 用 町 役 場



兵庫県告示第604号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	豊岡市
5 発生年月日	平成23年 4月28日
6 その他参考となるべき事項	エライザ検査により発見



兵庫県告示第605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成23年 5月23日から同年 8月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市南部



兵庫県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 5月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年 5月27日から 2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 池 田 線	尼崎市扶桑町1番から 同 市扶桑町1番まで	旧	30.0から 33.0まで	60.0	
		新	30.0から 31.0まで	60.0	



兵庫県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年5月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月27日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上三河平福線	佐用郡佐用町庵字久保845番から 同 郡同 町庵字小和田640番1まで	旧	4.0から 14.0まで	450.0	
		新	4.0から 20.0まで	451.0	一部 予定地

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 ㎡	地 目	予定価格 千円	入札保証金 千円
キ	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅 地	27,199	2,720
ク	朝来市山東町末歳字仲田603番2	221.75	宅 地	5,411	542
ケ	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅地、山林	7,354	736

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室に一般競争入札への参加を申し込むものとする。なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成23年5月30日（月）から同年6月15日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成23年5月30日（月）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成23年6月15日（水）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話（078）341-7711 内線 2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成23年6月29日（水）午後1時から同年7月6日（水）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成23年7月6日（水）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年 5月27日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システム導入に係るトータルサポート契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
100,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年 5月27日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
土木基幹業務に使用する電子計算機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
123,677,316円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 5月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
航空機用除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 3月28日
- 4 落札者の名称及び住所
第一実業株式会社 東京都千代田区二番町11番19号
- 5 落札金額
34,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 2月14日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定し、及び既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 5月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

表丹波市の項中

「

丹波市立青垣住民センター体育館	丹波市青垣町佐治114
-----------------	-------------

」

を

「

丹波市立青垣住民センター	丹波市青垣町佐治114
--------------	-------------

」

に、

「

丹波市立和田地域づくりセンター	丹波市山南町和田 377-1
-----------------	----------------

」

を

「

丹波市立和田地域づくりセンター	丹波市山南町和田377-1
丹波市立柏原住民センター	丹波市柏原町柏原5528

」

丹波市立氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1
丹波市立ライフピアいちじま	丹波市市島町上田814
丹波市立春日住民センター	丹波市春日町黒井496- 2
丹波市立山南住民センター	丹波市山南町谷川1110

に改める。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 5月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 安全運転管理者等講習業務委託
 - (2) 指定自動車教習所職員講習業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 5月12日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会 神戸市東灘区魚崎浜町33番地
 - (2) 社団法人兵庫県指定自動車教習所協会 明石市西朝霧丘4番23号
- 5 落札金額
 - (1) 73,831,527円
 - (2) 22,422,163円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 3月15日



随意契約の相手方の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 5月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 免許関係事務委託
 - (2) 更新時講習等業務委託
 - (3) 停止処分者講習等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 5月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 - (1) 財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号

- (2) 財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号
- (3) 財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 332,014,288円
 - (2) 647,212,146円
 - (3) 442,834,314円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び第2項による。

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第14回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成23年5月27日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
会長 武田政義

- 1 試験の日時
平成23年10月23日（日）午前10時から正午まで
なお、点字等による受験者及び解答免除対象者は、試験時間が異なるので、詳しくは、「第14回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」（以下「受験の手引」という。）を参照すること。
- 2 試験会場
神戸大学（神戸市灘区鶴甲1-2-1、神戸市灘区六甲台町1-1、2-1）
神戸松蔭女子学院大学（神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1）
- 3 試験の内容及び出題範囲
受験の手引を参照すること。
なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。
 - (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
 - (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
 - (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
 - (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
 - (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
 - (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
 - (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
 - (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
 - (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）
 - (10) 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）

- (11) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- 4 試験の方法及び出題数
- 5肢複択方式にて出題する。
- 60問。ただし、解答免除対象者は出題数が異なるので、詳しくは受験の手引を参照すること。
- 5 受験資格（概要）
- 下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。
- なお、詳しくは、受験の手引を参照すること。
- (1) 対象者
- ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のある者並びにエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上のある者であって、欠格事由に該当しない者とする。
- なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。
- ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、管理栄養士、栄養士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間
- ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するもの又は介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第22条の23の介護職員基礎研修課程又は訪問介護に関する2級課程に相当する研修（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年3月31日政令第154号）の附則第16条に定める研修を含む。）を修了したもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、当該介護等の業務に従事した期間
- エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間
- (2) 受験地条件
- (1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。
- 6 受験手数料
- 8,000円 受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。
- 7 受験申込み
- (1) 申込期間
- 平成23年7月11日（月）から同年8月1日（月）まで（平成23年8月1日（月）までの消印のあるものに限る。）
- (2) 申込方法及び申込先
- 平成23年7月1日（金）から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。
- 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号
兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部
電話（078）367-5211
- (3) 提出書類
- ア 受験申込書
- イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦3.5センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）
- ウ 実務経験（見込）証明書
- エ 郵便振替払込受付証明書の原本（受験申込書の裏面に貼る。）
- オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）
- (4) 受験の手引配布場所
- 各市町（神戸市は各区）の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課、神戸県民局福祉施設参事健康福祉第1・第2課、各県民局健康福祉事務所、但馬県民局但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所

(5) 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒で返信用切手240円を貼ること。）を同封の上、9の研修第2部宛て請求する。

8 合格発表

平成23年12月9日（金）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

また、兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所ホームページ（<http://www.hyogo-f-kensyu.jp/>）にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する問い合わせ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部

電話 (078) 367-5211

FAX (078) 367-4522